

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



調剤管理料・服薬管理指導料について

当薬局では、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています

調剤管理料

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づき、処方薬の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認し、薬剤情報提供文書により必要な情報を提供します。

薬剤の基本的な滋養方法についても説明を行います。

薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正使用のために必要な服薬指導を行っています。



特掲診療料の施設基準に関する掲示



当薬局は、地方厚生局に以下の施設基準について届出を行い、算定しています。

- ・ 電子的調剤情報連携体制整備加算
- ・ 地域支援体制加算
- ・ 連携強化加算
- ・ 在宅薬学総合体制加算
- ・ バイオ後続品調剤体制加算
- ・ 調剤ベースアップ評価料
- ・ 門前薬局等立地依存減算

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

医療DX・オンライン資格確認に関する事項

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には以下の取り組みを行なっています。

1、オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています

2、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。



オンライン資格確認の個人情報の医療目的は「審査支払期間又は保険者への紹介」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

長期収載品（選定療養）について



長期収載品（選定療養）について

長期収載品の処方等又は調剤をする場合は、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え、特別の料金を徴収していただきます。

特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。



近視の進行抑制薬について

保険外併用療養費（選定療養）

近視の進行抑制は治療や予防の目的であり、全額自己負担となります。

リジュセアミ二点眼薬0.025% 価格5,720円

1包装30本 1本で1日分 1包装30本1ヶ月分

本治療は近視の進行を遅らせるためのものであり、近視が改善する（視力が回復する）ものや、完全に進行が止まるものではありません。

連携強化加算について

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- (3) 個人防護具を備蓄
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- (5) 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- (8) 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制が整備されていること
- (9) 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進について

かける薬局では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品（バイオシミラー）の使用を積極的に行っています。また、使用にあたっては後発医薬品・バイオ後続品の品質・安全性、安定供給等の情報を収集・評価し採用決定する体制を整えています。



バイオ医薬品とは、先行バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される薬で先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、を有する薬です。先行医薬品と比べて薬価が安くなっています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。



医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外
650点/回（1人）



同一建物居住者
320点/回（2-9人）
290点/回（10人以上）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外
518円/回



同一建物居住者
379円/回（2-9人）
342円/回（10人以上）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

保険外費用&時間外について

患者様希望による一包化



200円/週

配送料



ポスト投函 : 330円
サイズ60 : 880円
サイズ100 : 1,210円

●営業時間外の時間外調剤料

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00
深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始
(12月29日-翌年1月3日)

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店 土曜日13:00-閉店

●近隣薬局の時間外連絡先

ココカラファイン薬局 070-1258-5292
上石神井店

よつば薬局 080-3392-3319

疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

この薬局は**地域連携薬局**です

地域連携薬局は、以下の機能等を有する薬局です。

- ①入院時に医療機関において適切な薬学的管理を行うため、入院前の服薬情報等を医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供するなど、入退院時を含めて他の医療提供施設と連携して対応
 - ②開局時間外の相談（調剤）に対応
 - ③無菌製剤処理が必要な調剤、がんによる痛みなどの緩和ケアに必要な薬剤の調剤等を含め、在宅医療に対応
-